

## 第20回推進委員会における「障害福祉計画(素案)(案)」に対する意見等の概要と対応の考え方(案)

### 障害福祉サービス等の推進方策

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
7	2-(1)-③ 日中活動系サービス	<p>○事業者にとって新体系の移行は難しいという実態を知ってほしい。</p> <p>○学校を卒業する人のサービス選択が難しい。これは誕生日が遅い人は障害程度区分認定が遅れることや市内には事業所がない(少ない)サービスがあること、障害者自立支援法や制度が理解しにくいことなどのためであり、学校・施設協議会との連携や伝方を工夫するよう具体的に示してほしい。</p> <p>○新卒者の就労継続支援事業(B型)の利用について、市としての方針を明確にしてほしい。</p>	<p>*平成23年度末までにすべての事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう、当該項目の記述に基づき、地域自立支援協議会等を通じて施設協議会等とも連携して各事業者の状況に応じた助言などの支援を行いながら、推進していきます。</p> <p>*重点的に取り組む事項の2-(1)-①(ライフステージを通じた発達支援をすすめるネットワークの構築)[p.25]をすすめるなかで、保健・医療・福祉、教育、就労などの分野の関係機関の連携を強化していきます。そのなかで、特に、大きな節目となる就学、卒業の時期に的確な連携ができるよう、下線の記述を追加します。 「特に、大きな節目となる就学期、学卒期に、一人ひとりのニーズや本人と保護者の思いに沿った進路の選択ができるよう、関係機関等の連携による情報提供や相談支援の充実を図ります。」</p> <p>*障害程度区分認定は18歳にならなくても受けられるため、早期に受けていただくよう保護者や学校等に呼びかけていきます。</p> <p>*就労継続支援事業(B型)の利用は就労経験や就労移行支援事業の利用をふまえることが基本ですが、平成23年度までの経過措置として地域の状況に応じて市町村が判断できることとされており、今後も個々の状況に応じた適切な対応を図っていきます。</p> <p>*また、利用者のニーズに応じた日中活動系サービスを確保していくよう、当該項目や重点的に取り組む事項の3-(2)(福祉的就労・日中活動の場の充実)[p.28]の記述に基づく取り組みを推進します。</p>
11	2-(2)-① 相談支援事業	<p>○現在、相談支援事業を実施している事業者には視覚障害のことがわかる相談員はいないので、もっと体制を充実してほしい。</p>	<p>*相談支援事業を実施する事業所を中心として、地域自立支援協議会の地域生活支援部会やワーキング等を通じて福祉事務所や専門相談機関等の連携を強化し、さまざまな相談に総合的に対応できる機能を充実するよう、当該項目や重点的に取り組む事項の1-(2)(総合的な相談支援体制の確立)[p.23]の記述に基づいて推進します。また、そのなかで同じ障害のある当事者どうしのピアカウンセリングも充実するよう、当事者団体等と連携して取り組みます。</p>

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
		○平成21年2月からコミュニティセンターエリアごとに開設される地域包括支援センターと連携すれば、身近な地域で緻密なサービスできる。また便利で利用しやすい。	*地域包括支援センターは地域自立支援協議会にも参加しており、重点的に取り組む事項の1-(2)-④（他分野の相談支援機関や事業所・医療機関、地域で活動している人々等との連携の推進）[p.24]の記述もふまえて連携をいっそう推進し、身近な地域での相談や専門的な窓口につなぐ取り組みをすすめていきます。
13	2-(2)-④ 移動支援事業	○通勤や通学が困難なために希望する就労や就学ができない人もいます。移動支援事業で支援しようとしている市もあり、寝屋川市でも検討できないか。	*本市では相談支援等のなかで移動支援が必要と認められる場合は、期間を限定して支給決定を行っています。今後も相談支援機関等と連携して適切な対応を図るとともに、移動支援をより安定したサービスとするよう制度の充実を国・府に要望していきます。

#### 障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
22	1-(1) 地域自立支援協議会の充実	○地域自立支援協議会は大事だが、市は任せるのではなく、責任をもって事務局機能を担ったり、課題を受け止める機能をもって展開してほしい。	*地域自立支援協議会は、市が相談支援事業者等と連携して事務局機能を担うとともに、各部会、ワーキング、プロジェクトチーム等に参加し、協議しながら、本計画に掲げた各事業の推進を図っていきます。そのため、1-(1)-④（事務局機能の構築）を下線のように修正します。 「市が相談支援事業を実施している事業者等と連携して事務局機能を構築するよう取り組みます。」
		○相談支援事業所が地域自立支援協議会の事務局機能を担えるよう、何らかの担保をするのか。	*相談支援事業の事業内容として位置づけ、事業者と協力して推進していきます。
27	3-(1) 就労移行への支援の充実	○就労支援のネットワークとしてどのような組織図を描いているのか。また、組織づくりの核となるのはどこか。	*地域自立支援協議会の就労支援部会で協議しながら、課題に応じてワーキング等を設置していくことで、幅広い連携と同時に機動性のあるネットワークを構築するよう、当該項目の記述に基づき推進していきます。また、部会・ワーキング等の円滑な運営を支援するよう、1-(1)-④（事務局機能の構築）[p.23]の記述に基づき、市が相談支援事業所等と連携して事務局機能を構築します。

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
		<p>○素案の取り組みでは現在のような不況が起こった場合は対応できない。障害者はいちばん影響を受け、職や家を失うなどの問題も出てくるが、どこが中心になって対応するのか。スピードアップしてきちんと対応する必要がある。</p> <p>○厳しい状況に対応していくために、権利擁護支援センターのビジョンも含めてイメージしていく必要がある。</p>	<p>*緊急雇用対策については、国・府の取り組みと連携を図って推進していきます。そのなかで、障害のある人の厳しい状況にも配慮していくよう、関係部局と連携していきます。</p> <p>*権利擁護支援センターについては、高齢、児童等との分野とも連携しながら、機能を確立していくよう、当該項目の記述に基づき取り組んでいきます。</p>
28	3-(2) 福祉的就労・日中活動の場の充実	<p>○すばる・北斗福祉作業所のセンター的機能を活かすために、市はどのように関わっていくのか。また、医療的な支援が必要な人への対応をどのようにすすめるのか。年限を超過して在籍している人の退所後の受け皿も含めて検討するのか。</p>	<p>*すばる・北斗福祉作業所が就労支援のセンター的機能を堅持していくよう、今後も指定管理者制度を活用して指定管理者と協力するとともに、他の事業者や関係機関等とも連携し、年限問題の検討なども含めて、利用者のニーズに応じた事業展開を図ります。そのために当該項目に下線の記述を追加します。 「センター的機能をいっそう活かすよう指定管理者等と協力して取り組むとともに、」</p> <p>*医療的な支援が必要な人などの日中活動の場については、当該項目の記述に基づき、地域自立支援協議会に設置するプロジェクトチームで検討をすすめていきます。また、全国的な課題であることから、他の自治体等とも連携して検討や国・府への要望を行っていきます。</p>
		<p>○福祉的就労に関する施設協議会との連携はどのようにすすめていくのか。市からも具体的な課題を提起し、それぞれができることを検討していきたい。</p>	<p>*当該項目の記述に基づき、地域自立支援協議会の就労支援部会、ワーキング、プロジェクトチームを通じて、施設協議会を含む多様な関係機関・団体と協議しながら連携を強化していきます。</p>

### 全般的な事項

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
全般		<p>○市としてどのように考えるかをもっと鮮明に出してほしい。</p>	<p>*本計画の推進に関する責任は市にあります。そのうえで、地域福祉の視点にたつて市民、関係団体、事業者等との役割分担と協働のもとで、各々の項目を効果的に推進していきます。</p>

頁	項 目	意 見 の 概 要	意 見 に 基 づ く 対 応
		<p>○文章だけでは理解しにくいので、できるだけイメージ図を入れてほしい。</p>	<p>*本計画は、市民、関係団体、事業者等と市の役割分担と協働のもとで推進していくことをめざしており、既存のネットワークのさらなる活用を図りつつ、新たなネットワークを構築していくなかでイメージを確立していくよう取り組んでいきます。</p>